

【用語】慈眼大師—天海の諡号、おくり名 掟—公の定め、取り決め
光明寺—里見村(群馬郡榛名町)の寺院 巖殿寺—江戸時代、榛名神社は
榛名山満行宮巖殿寺と称した 法度—法令、禁令 勤行—時を定めて
行う読経などの仏事 往古—遠い過去 妻対—妻帯、妻をもつこと
徒者—ならず者、無頼漢 学頭—学事を司る僧または寺 別当—ここ
では巖殿寺を管理する寺院 御掟—貴人の命令、ここでは徳川家康の
命令の意 山門探題僧正—天台宗山門派の論場を統括した最高位

【解説】榛名神社は鎌倉時代には三千百坊ともいわれ、中世期には別
当巖殿寺を中心に密教道場として繁栄し、榛名山座主による一山支配
が行われていた。しかし、戦国時代には衰微して座主職もなくなつて
いた。

慶長期、徳川家康はおもな寺院に法度を布達した。これは幕藩体制
の確立にあたり、京都・奈良の大寺を統制するとともに、関東に新た
な本末体制を確立することを目的としたものである。天台宗へは、ま
ず慶長十三年(一六〇八)比叡山に出され、榛名山へは最晩期の同十九
年九月五日であつた。その二日後に天海が出したのがこの掟書である。
天海は、徳川家康の信任を得て寺社や朝廷対策を中心として江戸幕府
成立期の政務に参画した天台僧である。この掟書によって榛名山は天
台宗の傘下に入り、のちには東叡山寛永寺の末寺となつて再び繁栄し
た。掟書の第三条では、山中居住の者は学頭や別当の指示に従うこと
を定めている。家康の法度でも同様の条文があるが、学頭・別当名は
記されていない。すなわち、この掟書は寺内の規定だけでなく、天海
が新たに学頭・別当を定めたことも意味すると考えられる。